介護予防認知症対応型共同生活介護　及び　認知症対応型共同生活介護

グループホームてんじゅ（西ユニット）運営規程

（事業の目的）

第１条　　有限会社賃貸ルームが開設するグループホームてんじゅ（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護従業者（以下「従業者」という）が要支援者又は要介護者であって認知症の状態にある者（以下「利用者」という）に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　１　指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の従業者は、利用者が共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な援助およびサービスを提供する。

２　事業の実施にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を地域の交流に努める。

３　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業の名称等）

第３条　　名称および所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　グループホーム　てんじゅ
２　所在地　　岐阜県大垣市万石３丁目１４番１

（従業者の職種、員数および職務内容）

第４条　　事業の従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　　常勤　１名
管理者は、事業所の従業者の管理および利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

２　計画作成担当者　　１名以上　（内介護支援専門員１名）
計画作成担当者は利用者の心身の状態に応じ自立支援に向けた介護計画を作成する。

３　介護従事者（看護師含む）
介護従事者は介護計画に基づきサービスを提供する。尚、昼間の時間帯は、利用者１名に対し３名以上、夜間および深夜の時間帯は、ユニットごとに１人以上の介護従事者は夜勤務を行う。

（利用定員）
第５条　　事業所の利用定員は、９名とする。

（事業の取り扱い方針）
第６条　　１　事業は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

２　事業は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

３　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境を踏まえ、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、具体的なサービスの内容を記載した介護計画を作成する。

４　事業は事業計画、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

５　共同生活住居における従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、同意を得るとともに交付する。

６　事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

７　事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

８　事業所は、自らその提供するサービスの質の自己評価を行いサービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを行う。その後外部評価を受けることで評価の客観性を高め、常にサービスの質の改善を図る。

（サービス内容）
第７条　　事業所にて行う主なサービスは次のとおりとする。

１　介護サービス計画の立案

２　食事の提供　朝食　　７：００～　８：００
　　昼食　　１２：００～１３：００
　　おやつ　１５：００～１５：３０
　　夕食　　１８：００～１９：００

３　入浴　　最低　　週２回以上

４　介護、医学的管理、機能訓練

５　相談援助サービス

６　理美容サービス

７　行政手続代行

（利用料その他の費用）
第８条　１　事業所は、法定代理受領サービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た（１割・2 割・3 割負担）の支払いを受ける。尚、居宅サービス費用基準は厚生労働大臣が定める額とする。

２　事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際は、その利用者から当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額（１０割）の支払いを受ける。

３　事業所は、前２項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。
（1）室　　料　　４５，０００円／月
　　５０，０００円／月　（10 月１日から）
（前支払いを受けるが、途中入退去に場合は日割り計算し払い戻しする。）
（日割り計算の場合は１，８００円／日とする。）（10 月１日から２，０００円／日）

（2）食材料費　　１，６５０円／日
（内訳　朝３５０円　昼５００円　夜６５０円　おやつ１５０円とし　キャンセルの申し出は１週間前までを対応可能とするが、大型連休等これにかぎらない場合はキャンセル対応できないこともある。また、主治医等により、絶食指示があった場合も、これに準じる）

（3）水道・光熱費　　２２，５００円／月　（３０日の場合）
　　２４，０００円／月　（３０日の場合）（10 月１日から）
（日割り計算の場合は７５０円／日とする。）（10 月１日から８００円／日とする。）

（４）管理費　　５，０００円／月（10 月１日から）
（５）理美容代　　実　費
（６）オムツ代　　実　費
（７）日用品代　　実　費

４　前３項（５）（６）（７）に揚げるものの他、当該事業所において提供される日常生活において、その利用者の教養娯楽費、趣味嗜好品等協議の上、必要と認められるものは実費支払いを受ける。

５　実費請求は、立替金として請求し、その利用者ごとに出納簿に記載し収支の状況を明確にし、月ごとに収支明細書を請求先に渡す。

６　前２項における法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供する場合、あらかじめ説明と同意を得た上で、同法人自費介護サービス事業所の規定（別紙）に基づき、自費サービスを提供する場合がある。

（入退居に当たっての留意事項）
第９条　１　事業所は、利用者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者にサービス提供する。

２　事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認する。

３　事業所は、入居申込者は入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その者に適した施設又は病院を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずる。

４　事業所は、入居申込者の入居に際して、その者の心身の状態、生活歴、病歴等の把握に努める。

５　事業所は、利用者の退居に際して、利用者およびその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。

６　事業所は、利用者の退居に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅支援事業者等への情報の提供及び保健、医療、福祉サービスを提供機関との密接な連携に努める。

７　事業所内での禁止行為として次のとおりとする。

（１）利用者は、他の利用者に対しての著しい迷惑行為（暴力、危害、騒音等）。

（２）喫煙場所以外での喫煙行為

（３）居室内での酒、タバコ、飲み物（水、お茶は除く）等を持ち込む行為

（４）その他、事業所内の秩序、風紀を乱し安全衛生を害する行為。

（衛生管理等）

第１０条　１　事業所は、利用者の生活する住居、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

次の各号に掲げる措置を講じる。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

２　事業所は、食中毒及び感染症の発生し、又はまん延しないように「食中毒防止マニュアル」「感染症対応マニュアル」を作成し周知徹底を行うよう努める。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練等次のように行う。

１　防火責任者、火元責任者は管理者を充てる。

２　起床、就寝時には、火災危険防止のため自主点検を行う。

３　非常火災用設備の点検は契約保守事業所に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。

４　火災、地震、風水害等が発生した際は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

５　防火責任者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

６　その他、非常災害防止対策について必要に応じて対応を講ずる。

（秘密保持等）

第１２条　１　事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業所は、事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない旨を、従業者との雇用契約内容とする。

３　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

（協力医療機関等）

第１３条　１　事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、医療法人和光会　山田病院、医療法人ユナイテッド　赤坂歯科医院、特別養護老人ホームサンヴェール大垣との連携及び支援体制を整える。

２　事業所は、協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得る。

３　前１、2 項においてあらかじめ必要な事項を、「認知症対応型共同生活介護に対する医療及び介護の協力に関する覚え書き」に取り決めておき遵守する。

（事故発生時の対応）

第１４条　１　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

３　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、責任の範囲において損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止）

第１５条　１事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

２事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。また、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

３　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（身体拘束）

第１６条　１　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（地域との連携等）

第１７条　１　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

（業務継続計画の策定等）

第１８条　１　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第１９条　１　規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社賃貸ルームとグループホームてんじゅとの協議に基づき定めるものとする。

附　則　　この規定は、平成１８年　７月　　１日　施行
平成１９年　５月　　１日　改定
平成２１年　１月　　１日　改定
平成２４年　１月　　１日　改定
平成２６年　２月　　１日　改定
平成２７年　４月　　１日　改定
令和　元年１０月　　１日　改定
令和　２年　１月　　１日　改定
令和　３年　１月　　１日　改定
令和　３年　９月　　１日　改定
令和　５年　７月　　１日　改定
令和　５年　８月　　１日　改定
令和　８年　９月　　１日　改定